

仕 様 書

1 業務名

外国人英語指導業務

2 専任英語指導講師について

- (1) 母語が英語であること。ただし小学校についてはこの限りではない。
- (2) 小学校の指導講師は日本語能力試験レベルN 3程度、中学校の指導講師は日本語能力試験レベルN 5程度の理解があること。
- (3) 就労に適したビザを持つこと。
- (4) 発注者の必要とする水準の指導技術を持つこと。
- (5) 教育現場で業務を履行するにふさわしい資質を有すること。

3 業務遂行上の留意点

- (1) 生きた英語を親しみやすく児童生徒に伝えること。
- (2) 国際理解教育に貢献すること。

4 委託業務

- (1) 小・中学校において学習指導要領に基づく学習指導案作成についての提案
- (2) 小学校 2 1 校、中学校 8 校において行う外国語指導
- (3) 異文化理解に関する情報提供と指導
- (4) 授業において使用する教材研究と教材作成及び教材の提供
- (5) 担当教員等との英語会話の実演
- (6) イングリッシュセミナー（課外授業）の企画、実施
- (7) 安城市教育委員会が主催または共催する英語に関する行事における指導（詳細は別途定める）
- (8) 教職員等に対する英語研修・講座等に関わる業務
- (9) その他、双方が合意した業務

5 業務履行日時について

- (1) 受注者の業務遂行日は、休校日を除き、発注者が指定する日とする。一週間の最大授業時間は 2 5 時間とする。
※平成 3 1 年度数量見込み 小学校 1 0 名配置（1 人あたり年間 1 8 0 日以上）
中学校 3 名配置（1 人あたり年間 1 8 0 日以上）
ただし、業務遂行日数は、児童生徒数及びクラス数等により変動します。
- (2) 業務日は安城市教育委員会が別に定める年間計画等によるものとする。ただし、変更の必要のあるときは発注者と受注者とが協議により決定する。
- (3) 一日の業務履行時間は午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 1 5 分までとする。
- (4) 発注者は、週間スケジュールを 1 0 日前までに受注者に通知する。
- (5) 発注者は、緊急の場合（学校閉鎖等）におけるスケジュール変更を必ず受注者に連絡するものとする。
- (6) 講師の休暇等で授業が実施できない日は、学校の希望により予備日にて実施する。

6 その他

細部の運営については、各学校と協議・調整すること。